

ワンズオフィス社 労 士 事 務 所 / ワ ン ズ ラ イ フ コ ン パ ス
マ ン ス リ ー ニ ュ ー ス
～ 3 月 の 保 険 料 変 更 や 賃 金 改 定 情 報 等 / 事 務 ト ピ ッ ク ス ～
2 0 2 3 / 2 / 2 8 2 9 2 号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 健康保険と雇用保険・労災保険料率について

3 月及び 4 月は、社会保険や労働保険の保険料率に変更になるタイミングです。被保険者が負担する社会保険料率等の変更があったときは、給与から天引きする保険料を変更する必要がありますので、必ずチェックしておきたい人事実務の項目です。

令和 5 年度については、次のとおりです。

- ・全国健康保険協会の保険料と雇用保険料の変更が確定しています。
- ・労災保険料率・厚生年金保険料率・子ども子育て拠出金率は変更がありません。

そして、社会保険料については、天引きのタイミングを当月天引きにしている場合と、翌月天引きにしている場合があり、会社ごとに異なりますので、社員が負担する保険料率の変更を何月から変更するのか注意をして、ご対応をお願いいたします。

1.健康保険と介護保険

A) 全国健康保険協会に加入している会社について

令和 5 年 3 月分(4 月納付分)から保険料率がかわりますが、都道府県ごとに内容異なります。
(賞与については令和 5 年 3 月に支給する賞与から変更ですのでご注意ください。)

全国健康保険協会東京支部の保険料率 (料率は事業主と被保険者の合計を記載しました。労使で半分ずつの負担です。)

| <東京支部> | 現在 | | 令和 5 年 3 月分(4 月納付分)から |
|------------------|----------|---|-----------------------|
| 健康保険料 (都道府県別) | 9. 8 1 % | ⇒ | 1 0. 0 0 % |
| 介護保険料 (全国一律) | 1. 6 4 % | ⇒ | 1. 8 2 % |

* 介護保険料は 40 歳から 64 歳までの方 (介護保険第 2 号被保険者) が負担します。全国一律で 1.82%です。

全国健康保険協会の都道府県支部の保険料率はこちらで確認ください→

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r04/r4ryougakuhyou3gatukara/>

B) 健康保険組合に加入している会社について

健保組合ごとに保険料率は異なりますので、加入している健康保険組合に健康保険料率と介護保険料率を確認してください。

2. 雇用保険料率

雇用保険財政の安定化のために保険料率が上がります。

令和5年度の雇用保険料率（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

| 事業の種類 | 保険料率 | 事業主負担 | |
|----------|------------|------------|---------|
| | | 事業主負担 | 被保険者負担 |
| 一般の事業 | 15.5/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 |
| 農水・清酒の事業 | 17.5/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 |
| 建設の事業 | 18.5/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 |

II. 賃上げ実施は80.6%（東京商工リサーチ調査）

東京商工リサーチは、賃上げに関するアンケート結果を公表しました。「2023年春闘に賃上げ実施を予定する企業は80.6%で、前年度（2022年度）の実施企業の82.5%と2年連続8割台です。賃上げ率では、連合が春闘で掲げている5%以上の目標を予定する企業は29.2%で3割に届かない。

昇給を実施すると回答した中小企業のうち、「定期昇給を実施する」が76.8%、「ペースアップの実施」が49.2%となっています。

インフレ手当の支給では、中小企業が17.1%なのに対し、大企業は12.6%で、中小企業の方が支給している割合が多い。

賃上げを実施しないと回した企業に理由を聞いた質問では747社から回答を得ている。その理由の最多は、「コスト増加分を十分に価格転嫁できていない」が58.0%（434社）で、賃上げの予定がない企業の約6割が「価格転嫁」を理由に挙げたとのこと。

* 2023年2月1日～8日にインターネットによるアンケート調査を実施。有効回答4,465社を集計、分析したもの。

* 詳しくは、東京商工リサーチの記事をご覧ください。

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20230220_02.html

III. 3月の事務トピックス

社会保険料を当月天引きにしている会社は、3月支給の給与から健康保険・介護保険料率の天引きの変更をお願いします。翌月天引きの会社は4月支給の給与から天引き変更をお願いします。